

議案第 76 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 22  
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表市川市映像文化センターの項を次のように改める。

市川市文学 ミュージア ム	(1) 文学、映像等に関する資料の収集、保管、展示及び利用 に関すること。 (2) 文学、映像等の調査研究に関すること。 (3) 文学、映像等に係る講座、講演会等の開催に関すること。 (4) 施設及び附属設備の利用に関すること。
---------------------	--

第 4 条第 2 項中「市川市映像文化センター（以下「映像文化センター」とい  
う。）及び」を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加え  
る。

2 市川市文学ミュージアム（以下「文学ミュージアム」という。）は、次に掲  
げるもので構成する。

- (1) 通常展示フロア
- (2) 企画展示室
- (3) グリーンスタジオ（控室を含む。）
- (4) ベルホール
- (5) 文学研修室
- (6) 映像メディア編集室
- (7) アナウンスブース
- (8) 音楽スタジオ
- (9) 資料室

第6条第1項中「映像文化センター」を「文学ミュージアム（第4条第2項第5号から第8号までに掲げるものに限る。）」に改め、同項ただし書中「教育委員会（以下「委員会」という。）」を「市長」に改める。

第7条第1項中「映像文化センター」を「文学ミュージアム（第4条第2項第3号から第8号までに掲げるものに限る。以下この条、次条第1項、第20条及び第21条第1項において同じ。）」に、「委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「委員会」を「市長」に改め、同項第1号及び第2号中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改め、同項第4号中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 文学ミュージアムを使用しようとするものが営利を目的として使用する場合があるとき。

第7条第5項中「委員会は、映像文化センター」を「市長は、文学ミュージアム」に改める。

第8条第1項中「、映像文化センターを使用するもの」を「文学ミュージアムを使用するもの及び第4条第2項第2号に掲げるものにおいて行う特別の企画による展示を観覧する者」に改める。

第9条ただし書中「委員会」を「教育委員会（以下「委員会」という。）」に改める。

第17条ただし書中「中央こども館」を「文学ミュージアム及び中央こども館」に改め、同条の表中央図書館及び映像文化センターの項中「及び映像文化センター」を削り、同項の次に次のように加える。

文学ミュージアム	午前10時から午後7時30分（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日にあつては、午後6時）まで。ただし、第4条第2項第9号に掲げるものにあつては、午前10時から午後5時までとする。
----------	--

第18条ただし書中「中央こども館」を「文学ミュージアム及び中央こども館」に改め、同条の表中央図書館、映像文化センター及び中央こども館の項中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改める。

第20条中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「委員会」を「市長」に、「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改め、同項第5号中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に、「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項第7号中「映像文化センター」を「文学ミュージアム」に改める。

第24条中「委員会」を「市長」に、「第7条第2項第3号」を「第7条第2項第4号」に改める。

第27条中「中央こども館」を「文学ミュージアム、中央こども館」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条第1項の規定により教育委員会から使用の許可を受けているものは、この条例の施行の日において、改正後の第7条第1項の規定により市長から使用の許可を受けたものとみなす。

## 理 由

文学、映像等に関する活動の推進を図るため、文学、映像等に関する資料の収集、展示等を行うとともに、文学、映像等に関する活動の機会を提供する施設として文学ミュージアムを開設することに伴い、その設置及び管理について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。